

## 令和7年度静岡県障害者ピアサポート研修 実施要綱

### 1 目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行う障害者ピアサポーター及び障害者ピアサポーターの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることで、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を推進することを目的とします。

### 2 本研修で望む参加者

静岡県では本研修を通じて、権利擁護の視点を持ち、自らの経験を活かしてピアサポート活動を実践するとともに、地域及び圏域自立支援協議会に主体的に参画できるピアサポーターと、その活動に協働して取り組むことのできる支援者の参加を望みます。

### 3 本研修の取扱い

本研修は、令和2年3月6日付け障発0306第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（「障害者ピアサポート研修事業の実施について」の別添「障害者ピアサポート研修事業実施要綱」）に定められているカリキュラムの内容に沿うものです。また、本研修は令和3年度の報酬改定において新設された「ピアサポート体制加算・ピアサポート実施加算」の算定対象となる研修になります。本研修カリキュラムを受講・修了した障害者及び支援者を配置（就労継続支援B型支援事業所については配置し、支援を実施）することにより、加算として評価することが可能となります。

### 4 実施主体

静岡県

（委託先）一般社団法人 静岡県精神保健福祉士協会

### 5 日程等

区分	基礎研修	専門研修	フォローアップ研修
会場	静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」703会議室 (静岡市葵区駿府町1番70号)		
1日目	令和7年8月5日(火)	令和7年10月8日(水)	令和8年1月27日(火)
2日目	令和7年8月6日(水)	令和7年10月9日(木)	令和8年1月28日(水)

### 6 研修対象者

- (1) 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、地域活動支援センター、医療機関等に雇用等されている障害者で、ピアサポーターとして従事する見込みの者。なお、雇用等されている障害者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれる者を含む。

- (2) 上記(1)の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働して支援する者。

## 7 受講定員

40人程度(「6 研修対象者」の(1)と(2)の合計)

## 8 研修内容

別添カリキュラムのとおりとします。なお、基礎研修、専門研修及びフォローアップ研修を一体的な研修とし、受講者は全ての研修を受講するものとします。

なお、第12により受講決定の通知がされた者には、基礎研修前にピアサポート等についての映像を視聴していただきます。映像の視聴方法等については、受講者の決定の際にお知らせします。

## 9 受講費用

受講費用として下記の費用を徴収します。受講費用は、いかなる理由があっても返金しません(研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合であっても返金しません。)

研修名	受講費用
基礎研修	一人当たり 6,000 円
専門研修	一人当たり 6,000 円
フォローアップ研修	一人当たり 6,000 円
計	一人当たり 18,000 円

なお、上記研修受講費用にはテキスト代を含みます。受講料の徴収手続きは、受講者決定後、静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課にて行います。

### <受講費用について>

- (1) 障害福祉課から、受講決定とは別に納入通知書を送付します。
- (2) 納入通知書の送付先は、申込書に記載の事業所の住所となります。納入通知書に記載された納期限までに必ず納付手続きを行ってください。
- (3) 受講決定通知日以降のキャンセルの場合は、原則受講費用はお支払いいただきます。
- (4) 本研修は基礎研修・専門研修・フォローアップ研修を全て受講していただきますので、受講費用として全ての研修の受講費用の一人当たり合計18,000円をまとめてお支払いいただきます。
- (5) 受講費用の支払いにかかる手数料、受講にかかる宿泊費・食費・交通費等は受講者負担となります。

## 10 受講申込み方法及びその他注意事項

### (1) 申込方法

- ①申込書：必要事項を記載(受講に際し、配慮(車椅子使用、介助者が付添う等)が必要な場合は、申込書に記載)

②添付書類：「6 研修対象者」(1)に該当する者は、精神保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、自立支援医療受給者証写し、又は障害者年金証書の写し

③郵送先：〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 4階  
静岡県精神保健福祉士協会事務局  
封筒に「静岡県障害者ピアサポート研修申込書在中」と記載してください。

## (2) その他注意事項

①本要綱に同意できない方は、申込みできません。

②申込みは、法人ごと行ってください。

③県外の事業所等に所属の方については、本研修を受講できません。

④申込期限までに申込手続きを行わなかった場合や、申込内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。

⑤「6 研修対象者」に該当しないと認められる場合は、受講者として決定しません。

⑥「6 研修対象者」の(1)と(2)の組み合わせで申込みしてください。

( (1)の者のみ、又は(2)の者のみの申込みはできません。 )

ただし、令和4年度から令和6年度に実施された本研修の全ての修了証を交付されている「6 研修対象者」(1)又は(2)の者がいる法人であって、「6 研修対象者」(1)と(2)の者を合わせて申し込むことができない場合にあっては、「6 研修対象者」(1)又は(2)のいずれかの者のみで申し込むことも可とします。その場合は、申込書に全ての修了証を交付された者の氏名及び修了証の番号と修了日を記載し、当該修了証の写しを申込書と同封して郵送してください。

⑦研修中の録音、録画、写真撮影、携帯電話の使用等は一切禁止です。

⑧やむを得ない事情により研修を中止する場合等、緊急の場合には、申込書類に記載されたメールアドレス又は電話番号にお知らせします。

## (3) 個人情報の利用目的

①受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込内容に基づく事業所等への配置状況の把握等の整備のため、県から各市町に提供する場合があります。

②申込時に入力された個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で、県及び本研修の業務委託先で共有します。

## 11 申込期限

令和7年6月27日(金)(消印有効)

## 12 受講者の決定・通知

静岡県障害福祉課精神保健福祉室長が、受講者の受講動機等を踏まえて選考の上、決定します(先着順ではありません)。選考結果は、受講(決定・非決定)通知書として、申込書に記載のメールアドレスに送付します。

### 13 修了証書

申込みをした「6 研修対象者」の（１）と（２）のいずれの者も研修の全てのカリキュラムを修了した場合に、静岡県知事が発行する修了証を交付します。修了証は基礎研修及び専門研修の修了で１枚、フォローアップ研修の修了で１枚交付します。

なお、以下のいずれかに該当する場合には、修了証の交付を行いません。

また、基礎研修のみ等、一部の研修のみ修了した場合も、次年度以降に当該研修の免除はありません。基礎研修から全課程を受講していただくこととなります。

- （１）遅刻、欠席、早退、離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合（「6 研修対象者」の（１）と（２）のいずれかのみが修了した場合も含む）

※公共交通機関の遅延その他やむを得ない場合を除き、遅刻は認めません。各カリキュラムで10分以上の遅刻等をした場合は、研修修了と認めない場合があります。

- （２）受講費用を期日までに納付していない、又は納付していることが確認できない場合

- （３）基礎研修及び専門研修の修了証の交付を受けていない者が、フォローアップ研修を修了した場合

- （４）研修中の私語、居眠り、携帯電話の使用等、受講態度に問題がある場合

<修了証交付の例>

区分		基礎	専門	フォロー	修了証
例 1	支援者	修了	修了	修了	いずれの研修も 交付可
	ピア	修了	修了	修了	
例 2	支援者	修了	修了	未修了	基礎・専門研修のみ 交付可
	ピア	修了	修了	修了	
例 3	支援者	修了	未修了	修了	いずれの研修も 交付不可
	ピア	修了	修了	未修了	
例 4	支援者	修了	修了	修了	いずれの研修も 交付不可
	ピア	修了	未修了	修了	

### 14 その他

- （１）荒天により公共交通機関の運休もしくは大幅な遅延が発生し、又は予想される場合には、開始時間の変更または研修を中止する場合があります。
- （２）上記により、研修が中止になった場合の取扱いについては、別途申込書に記載の連絡先にお知らせします。

### 15 問い合わせ先

一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会事務局（事業担当）

電話番号：090-5854-1368

受付時間：午前9時～午後5時（月～金曜日）